

改正案

様式第一号（第二条関係）

様式第一号（第二条関係）

(用紙A4)
00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 印

行政庁制記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可 (船-特)	第 号
申請の区分	1. 新設 2. 許可換え新設 3. 船・特新設	4. 業種追加 5. 更新 6. 船・特新設+業種追加	7. 船・特新設+更新 8. 業種追加+更新 9. 船・特新設+業種追加+更新
申請年月日	平成 年 月 日	許可の有効 期間の満了	1. する 2. しない

許可を受けようとする建設業
申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

郵便番号

電話番号

ファックス番号

資本金額又は出資総額 (千円)

法人又は個人の別

兼業の有無

建設業以外に行っている営業の種類

経営責任の担持者
担持者の氏名

許可換えの区分

1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可

大臣
知事

コード

旧許可年月日

旧許可番号

国土交通大臣
知事 許可 (船-特)

第 号

平成 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

現行

様式第一号（第二条関係）

様式第一号（第二条関係）

(用紙A4)
00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 印

行政庁制記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可 (船-特)	第 号
申請の区分	1. 新設 2. 許可換え新設 3. 船・特新設	4. 業種追加 5. 更新 6. 船・特新設+業種追加	7. 船・特新設+更新 8. 業種追加+更新 9. 船・特新設+業種追加+更新
申請年月日	平成 年 月 日	許可の有効 期間の満了	1. する 2. しない

許可を受けようとする建設業
申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

郵便番号

電話番号

ファックス番号

資本金額又は出資総額 (千円)

法人又は個人の別

兼業の有無

建設業以外に行っている営業の種類

許可換えの区分

1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可

大臣
知事

コード

旧許可年月日

旧許可番号

国土交通大臣
知事 許可 (船-特)

第 号

平成 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

記載要領

1～5 (略)

6 0 4 「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	<u>解体工事業（解）</u>
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7～17 (略)

記載要領

1～5 (略)

6 0 4 「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	<u>清掃施設工事業（清）</u>
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	<u>（新設）</u>
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7～17 (略)

別紙二(1)

別紙二(1)

別紙二(1)

(用紙A4)

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項 重 3 8 1 1
大臣 知事	コード
許 可 番 号	項 重 3 8 2 0 0
国土交通大臣 知事	許可(特-) 第 5 10 号 平成 11 年 12 月 13 日

(主たる営業所)

フリガナ	
主たる営業所の 名	
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30
変更前	

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の 名	
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30
変更前	

従たる営業所の 所在地市区町村 コード	都道府県名	市区町村名
8 5 3 5		
従たる営業所の 所在地		
8 8 3 5		
郵便番号	電話番号	
8 7 3 5 6		
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30	
変更前		

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の 名	
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30
変更前	

従たる営業所の 所在地市区町村 コード	都道府県名	市区町村名
8 5 3 5		
従たる営業所の 所在地		
8 8 3 5		
郵便番号	電話番号	
8 7 3 5 6		
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30	
変更前		

(用紙A4)

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項 重 3 8 1 1
大臣 知事	コード
許 可 番 号	項 重 3 8 2 0 0
国土交通大臣 知事	許可(特-) 第 5 10 号 平成 11 年 12 月 13 日

(主たる営業所)

フリガナ	
主たる営業所の 名	
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30
変更前	

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の 名	
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30
変更前	

従たる営業所の 所在地市区町村 コード	都道府県名	市区町村名
8 5 3 5		
従たる営業所の 所在地		
8 8 3 5		
郵便番号	電話番号	
8 7 3 5 6		
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30	
変更前		

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の 名	
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30
変更前	

従たる営業所の 所在地市区町村 コード	都道府県名	市区町村名
8 5 3 5		
従たる営業所の 所在地		
8 8 3 5		
郵便番号	電話番号	
8 7 3 5 6		
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ぽ し ゆ 坂 ガ 法 防 内 機 油 漏 漏 井 臭 水 消 濁 騒 音 (1. 一 般) 3 5 10 15 20 25 30	
変更前		

記載要領

1・2 (略)

3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	<u>清掃施設工事業（清）</u>
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	<u>解体工事業（解）</u>
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4～6 (略)

記載要領

1・2 (略)

3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	<u>清掃施設工事業（清）</u>
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	<u>（新設）</u>
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4～6 (略)

別紙四

(略)

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とをー（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） ほ装工事（ほ） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） 解体工事（解）
--	---	---

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

別紙四

(略)

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とをー（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土） 建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび・土工・コンクリート工事（と） 石工事（石） 屋根工事（屋） 電気工事（電） 管工事（管） タイル・れんが・ブロック工事（タ）	鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） ほ装工事（ほ） しゅんせつ工事（しゅ） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 機械器具設置工事（機）	熱絶縁工事（絶） 電気通信工事（通） 造園工事（園） さく井工事（井） 建具工事（具） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） <u>（新設）</u>
--	---	---

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載要領

1～6 (略)

7 6 4「今後担当する建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	ほ装工事 (ほ)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事 (しゅ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	解体工事 (解)
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8～10 (略)

記載要領

1～6 (略)

7 6 4「今後担当する建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	ほ装工事 (ほ)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事 (しゅ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	清掃施設工事 (清)
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	(新設)
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8～10 (略)

記載要領

1～6 (略)

7 7 4「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄は、7 1「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 (略)

記載要領

1～6 (略)

7 7 4「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄は、7 1「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	（新設）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 (略)

様式第十二号（第四条関係）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名	生	年 月 日	年 月 日生
役	名 等			
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
平成		年	月	日
			氏 名	印

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十二号（第四条関係）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名	生	年 月 日	年 月 日生
役	名 等			
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
平成		年	月	日
			氏 名	印

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
（新設）
- 4 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 5 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

様式第十三号（第四条関係）

様式第十三号（第四条関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所											
氏	名	生	年	月	日	年	月	日生				
業	所	名										
職	名											
賞 罰	年	月	日	賞		罰			の	内	容	
上記のとおり相違ありません。												
平成				年	月	日	氏				名	印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第十三号（第四条関係）

様式第十三号（第四条関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所											
氏	名	生	年	月	日	年	月	日生				
業	所	名										
職	名											
賞 罰	年	月	日	賞		罰			の	内	容	
上記のとおり相違ありません。												
平成				年	月	日	氏				名	印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号の三

様式第二十号の三（第四条、第十條関係） (用紙A4)

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請書
 届出書

印

許可年月日
 国土交通大臣 許可(般二)第 号 平成 年 月 日

建設業法 号 国土交通大臣 許可(般二)第 号 平成 年 月 日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(人)					

様式第二十号の三

様式第二十号の三（第四条関係） (用紙A4)

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(人)					

記載要領

- 1 この表は、次の（1）及び（2）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- （1）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合
 この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。
- （2）既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「申請者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 「地方整備局長 北海道開発局長」 「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 8 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 9 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載要領

- 1 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 2 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 3 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 4 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 5 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 6 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

- 7 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 8 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

(登録技術試験の名称) 合格証明書			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
<p>この者は、建設業法施行規則第七条の四第一号の表の登録技術試験のうち、<u>(登録技術試験の種目)</u>に合格した者であることを証します。</p>			
(登録技術試験の名称)の			
合格年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
合格証明書番号	第 号		
(登録技術試験実施機関の名称)			印
(登録番号 第 番)			

(登録地すべり防止工事試験の名称) 合格証明書			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
<p>この者は、建設業法施行規則第七条の三第二号の表及び<u>土工工事業の項第四号の登録地すべり防止工事試験</u>に合格した者であることを証します。</p>			
登録地すべり防止工事試験の			
合格年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
合格証明書番号	第 号		
(登録地すべり防止工事試験実施機関の名称)			印
(登録番号 第 番)			

様式第二十二号
(削除)

様式第二十二号

(登録計装試験の名称) 合格証明書			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
この者は、建設業法施行規則第七条の三第二号の表電気工事業の項第六号の登録計装試験に合格した者であることを証します。			
登録計装試験の合格年月日		年 月 日	
交 付 年 月 日		年 月 日	
合 格 証 明 書 番 号		第	号
(登録計装試験実施機関の名称)			印
(登録番号 第			番)

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A 4)

(第二面)

区分 1 2 3 4 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)
大臣 知事 コード

許可番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～20 (略)

21 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	<u>清掃施設工事業 (清)</u>
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	<u>解体工事業 (解)</u>
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業 (機)	

22 (略)

記載要領

1～20 (略)

21 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	<u>清掃施設工事業 (清)</u>
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	(新設)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業 (機)	

22 (略)

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)
000008

(用紙A4)
000008

届 出 書

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 経営業務の管理責任者を削除した
(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(4) 専任の技術者を削除した
(5) 欠格要件に該当するに至った
} ので届出をします。

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 経営業務の管理責任者を削除した
(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(4) 専任の技術者を削除した
(5) 欠格要件に該当するに至った
} ので届出をします。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届 出 者 _____ 印

届 出 者 _____ 印

項 番 大臣 コード
知事

項 番 大臣 コード
知事

許可年月日

許可年月日

許 可 番 号 [5][1][][] 国土交通大臣 許可 (般- [][]) 第 [][][][][][][][] 号 平成 [][] 年 [][] 月 [][] 日

許 可 番 号 [5][1][][] 国土交通大臣 許可 (特- [][]) 第 [][][][][][][][] 号 平成 [][] 年 [][] 月 [][] 日

記

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準（経営業務の管理責任者）を満たさなくなった場合
- (2) 経営業務の管理責任者を削除した場合

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準（経営業務の管理責任者）を満たさなくなった場合
- (2) 経営業務の管理責任者を削除した場合

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

氏 名 [5][2][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

氏 名 [5][2][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準（専任の技術者）を満たさなくなった場合
- (4) 専任の技術者を削除した場合

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準（専任の技術者）を満たさなくなった場合
- (4) 専任の技術者を削除した場合

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

氏 名 [5][3][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

氏 名 [5][3][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

氏 名 [5][3][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

氏 名 [5][3][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

元号 [平成H, 昭和S, 大正T, 明治M]

氏 名 [5][3][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

氏 名 [5][3][][][][][][][][] 生年月日 [][] 年 [][] 月 [][] 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

具体的事由

()

()

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2～6 (略)
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	ほ装工事 (ほ)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事 (しゅ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	<u>清掃施設工事 (清)</u>
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	<u>解体工事 (解)</u>
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2～6 (略)
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となつていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事 (鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事 (建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事 (通)
大工工事 (大)	ほ装工事 (ほ)	造園工事 (園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事 (しゅ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事 (と)	板金工事 (板)	建具工事 (具)
石工事 (石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事 (水)
屋根工事 (屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	<u>清掃施設工事 (清)</u>
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	(新設)
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～5 (略)

6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	<u>清掃施設工事業 (清)</u>
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	<u>解体工事業 (解)</u>
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

7～9 (略)

記載要領

1～5 (略)

6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	ほ装工事業 (ほ)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	<u>清掃施設工事業 (清)</u>
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	(新設)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

7～9 (略)

様式第二十五号の三（第十七条の六関係）

様式第二十五号の三（第十七条の六関係）

監理技 術者講 習修了 履歴	修了番号:第 _____ 号	修了年月日: _____
	氏名: _____	生年月日: _____
	講習実施機関名: _____	印 _____

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

(表面)

監理技術者講習修了証

修了証番号 第 _____ 号

写真
30.00ミリメートル以上
24.00ミリメートル以下

本籍 _____

氏名 _____
(生年月日 _____ 年 月 日)

この書は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の履修を終了した書であることを証します。

修了年月日 _____ 年 月 日

登録講習実施機関代表者 _____ 印

(登録番号 第 _____ 号)

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍)を記載すること。

資格者証交付申請書

国土交通大臣 殿
指定資格者証交付機関代表者

平成 年 月 日

（写真）
資格者証用写真
1枚を全面より
付ける。
縦向きで寸法100mm×100mm
を付けてください。

1. 申請区分
[該当する区分に○印
を付けてください。]

新設	追加	更新
----	----	----

2. 既資格者証
交付番号 [] 年 [] 年 [] 月 [] 日

3. 申請者氏名
フリガナ [] 姓 [] 氏名 []

4. 生年月日
元 号 [] 年 [] 月 [] 日
〔1. 昭和 2. 平成 3. 令和 4. 平和〕

5. 本 籍
都道府県コード [] 都・道・府・県 []

6. 住 所
都道府県コード [] 都府県町村名・街区符号・住居番号等 []
郵便番号 [] - [] 電話番号 []

7. 所属建設業者
商号又は名称 []
許可番号 大臣・別表コード [] 国土交通大臣 別表 許可種別 [] 業 [] 年 [] 月 [] 日
電話番号 []

8. 監理技術者資格
(1) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (2) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(3) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (4) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(5) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (6) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(7) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (8) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(9) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (10) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日

9. 監理技術者講習修了履歴（修了履歴がある場合のみ記載）
修了業名 業 [] - [] 年 [] 月 [] 日 修了年月日 平成 [] 年 [] 月 [] 日

10. 受付番号 [] 受付場所 [] 受付日 平成 [] 年 [] 月 [] 日

資格者証交付申請書

国土交通大臣 殿
指定資格者証交付機関代表者

平成 年 月 日

（写真）
資格者証用写真
1枚を全面より
付ける。
縦向きで寸法100mm×100mm
を付けてください。

1. 申請区分
[該当する区分に○印
を付けてください。]

新設	追加	更新
----	----	----

2. 既資格者証
交付番号 [] 年 [] 年 [] 月 [] 日

3. 申請者氏名
フリガナ [] 姓 [] 氏名 []

4. 生年月日
元 号 [] 年 [] 月 [] 日
〔1. 昭和 2. 平成 3. 令和 4. 平和〕

5. 本 籍
都道府県コード [] 都・道・府・県 []

6. 住 所
都道府県コード [] 都府県町村名・街区符号・住居番号等 []
郵便番号 [] - [] 電話番号 []

7. 所属建設業者
商号又は名称 []
許可番号 大臣・別表コード [] 国土交通大臣 別表 許可種別 [] 業 [] 年 [] 月 [] 日
電話番号 []

8. 監理技術者資格
(1) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (2) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(3) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (4) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(5) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (6) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(7) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (8) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日
(9) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日 (10) 区分 [] 番号 [] 年 [] 月 [] 日

9. 受付番号 [] 受付場所 [] 受付日 平成 [] 年 [] 月 [] 日

記載要領

1～9（略）

10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には⁰5と記入すること。

「番号」のカラムには、当該資格が法第 27 条第 1 項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第 15 条第 2 号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□□¹2のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大 工 工 事	15	板 金 工 事	24	さ く 井 工 事
04	左 官 工 事	16	ガ ラ ス 工 事	25	建 具 工 事
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗 装 工 事	26	水 道 施 設 工 事
06	石 工 事	18	防 水 工 事	27	消 防 施 設 工 事
07	屋 根 工 事	19	内 装 仕 上 工 事	28	清 掃 施 設 工 事
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機 械 器 具 設 置 工 事	29	解 体 工 事
12	鉄 筋 工 事	21	熱 絶 縁 工 事		
14	し ゅ ん せ つ 工 事	22	電 気 通 信 工 事		

11 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去 5 年以内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去 5 年以内に講習を複数回修了している場合にあっては、最新のものの修了番号を記入すること。

記載要領

1～9（略）

10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には⁰5と記入すること。

「番号」のカラムには、当該資格が法第 27 条第 1 項の規定による一般の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第 15 条第 2 号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□□¹2のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大 工 工 事	15	板 金 工 事	24	さ く 井 工 事
04	左 官 工 事	16	ガ ラ ス 工 事	25	建 具 工 事
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗 装 工 事	26	水 道 施 設 工 事
06	石 工 事	18	防 水 工 事	27	消 防 施 設 工 事
07	屋 根 工 事	19	内 装 仕 上 工 事	28	清 掃 施 設 工 事
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機 械 器 具 設 置 工 事	(新設)	(新設)
12	鉄 筋 工 事	21	熱 絶 縁 工 事		
14	し ゅ ん せ つ 工 事	22	電 気 通 信 工 事		

(新設)

様式第二十五号の五（第十七条の三十関係）

様式第二十五号の五（第十七条の三十関係）

（表面）

59.92mm以上 54.03mm以下	氏名	年 月 日生本籍
	住所	
	写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日
		交付番号 第 号
監理技術者資格者証		
平成 年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
印		
所属建設業者		許可番号
有する資格		
建設業の種類		土木大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板が塗防内機絶通園井具水消済
有・無		
85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下		

（表面）

59.92mm以上 54.03mm以下	氏名	年 月 日生本籍
	住所	
	写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日
		交付番号 第 号
監理技術者資格者証		
平成 年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
印		
所属建設業者		許可番号
有する資格		
建設業の種類		土木大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板が塗防内機絶通園井具水消済
有・無		
85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下		

（裏面）

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第 号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
返送査証値表		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

（裏面）

備考	

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 裏面上部に磁気ストライプをはり付けること。

様式第二十五号の六（第十七条の三十一関係）
（略）

記載要領

1～9 （略）

10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなつた場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には $\square 0 \square 5$ と記入すること。

「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第 27 条第 1 項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第 15 条第 2 号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば $\square \square \square \square \square \square \square 1 \square 2$ のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大 工 工 事	15	板 金 工 事	24	さ く 井 工 事
04	左 官 工 事	16	ガ ラ ス 工 事	25	建 具 工 事
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗 装 工 事	26	水 道 施 設 工 事
06	石 工 事	18	防 水 工 事	27	消 防 施 設 工 事
07	屋 根 工 事	19	内 装 仕 上 工 事	28	清 掃 施 設 工 事
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機 械 器 具 設 置 工 事	29	解 体 工 事
12	鉄 筋 工 事	21	熱 絶 縁 工 事		
14	し ゅ ん せ つ 工 事	22	電 気 通 信 工 事		

様式第二十五号の六（第十七条の三十一関係）
（略）

記載要領

1～9 （略）

10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなつた場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には $\square 0 \square 5$ と記入すること。

「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第 27 条第 1 項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第 15 条第 2 号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第 15 条第 2 号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば $\square \square \square \square \square \square \square 1 \square 2$ のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	コード	建設業の種類
03	大 工 工 事	15	板 金 工 事	24	さ く 井 工 事
04	左 官 工 事	16	ガ ラ ス 工 事	25	建 具 工 事
05	とび・土工・コンクリート工事	17	塗 装 工 事	26	水 道 施 設 工 事
06	石 工 事	18	防 水 工 事	27	消 防 施 設 工 事
07	屋 根 工 事	19	内 装 仕 上 工 事	28	清 掃 施 設 工 事
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機 械 器 具 設 置 工 事	(新設)	(新設)
12	鉄 筋 工 事	21	熱 絶 縁 工 事		
14	し ゅ ん せ つ 工 事	22	電 気 通 信 工 事		

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

記載要領

1～7 （略）

8 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内に講習を複数回修了している場合には、最新のもの修了番号を記入すること。

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

記載要領

1～7 （略）

（新設）

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)
20001

(用紙A4)
20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の28第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の28第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

申請者

印

印

行政庁街記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	10	-
申請時 許可番号	02	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事
許可年月日	02	平成 年 月 日	11	-
前回の申請時 許可番号	03	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事
許可年月日	03	平成 年 月 日	11	-
審査基準日	04	平成 年 月 日		
申請等の区分	05			
処理の区分	06			
資本金額 又は出資総額	07	千円	法人又は個人の別	(1.法人) (2.個人)
商号又は名称 のフリガナ	08			
商号又は名称	09			
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10			
代表者又は 個人の氏名	11			
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12			
主たる営業所の所在地	13			
郵便番号	14		電話番号	
許可を受けている 建設業	15			(1.一般) (2.特定)
経営規模等評価等 対象建設業	16			

行政庁街記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	10	-
申請時 許可番号	02	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事
許可年月日	02	平成 年 月 日	11	-
前回の申請時 許可番号	03	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事
許可年月日	03	平成 年 月 日	11	-
審査基準日	04	平成 年 月 日		
申請等の区分	05			
処理の区分	06			
資本金額 又は出資総額	07	千円	法人又は個人の別	(1.法人) (2.個人)
商号又は名称 のフリガナ	08			
商号又は名称	09			
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10			
代表者又は 個人の氏名	11			
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12			
主たる営業所の所在地	13			
郵便番号	14		電話番号	
許可を受けている 建設業	15			(1.一般) (2.特定)
経営規模等評価等 対象建設業	16			

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

自己資本額 ³⁵¹⁰¹³ (千円) ¹³ (1.基準決算)
(2.2期平均)

基準決算	<input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹²	(千円)
直前の 審査基準日	<input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹²	(千円)

利益額 (2期平均) ³⁵¹⁰¹³ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+償却費実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)	営業利益 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)
償却費実施額 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)	償却費実施額 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)

技術職員数 ³⁵¹⁰¹³ (人)

登録経営状況分析機関番号 ³⁵¹⁰¹³ 経営状況分析を受けた機関の名称 _____

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
原 号	平成 年 月 日
再審査を求めらるる事項	再審査を求めらるる理由

連絡先
所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
ファックス番号 _____

自己資本額 ³⁵¹⁰¹³ (千円) ¹³ (1.基準決算)
(2.2期平均)

基準決算	<input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹²	(千円)
直前の 審査基準日	<input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹²	(千円)

利益額 (2期平均) ³⁵¹⁰¹³ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+償却費実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)	営業利益 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)
償却費実施額 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)	償却費実施額 <input type="text"/> ² <input type="text"/> ⁴ <input type="text"/> ⁶ <input type="text"/> ⁸ <input type="text"/> ¹⁰ <input type="text"/> ¹² (千円)

技術職員数 ³⁵¹⁰¹³ (人)

登録経営状況分析機関番号 ³⁵¹⁰¹³ 経営状況分析を受けた機関の名称 _____

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
原 号	平成 年 月 日
再審査を求めらるる事項	再審査を求めらるる理由

連絡先
所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
ファックス番号 _____

記載要領

1～17 (略)

18 1 5「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	<u>清掃施設工事業（清）</u>
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	<u>解体工事業（解）</u>
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19～24 (略)

記載要領

1～17 (略)

18 1 5「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	<u>清掃施設工事業（清）</u>
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	(新設)
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19～24 (略)

様式第二十五号の十一別紙一
(略)

記載要領

1～3 (略)

4 ③②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。「完成工事高」の欄は、③①で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事（経過措置）

5～8 (略)

様式第二十五号の十一別紙一
(略)

記載要領

1～3 (略)

4 ③②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。「完成工事高」の欄は、③①で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	(新設)	(新設)
090	管工	190	内装仕上工事	(新設)	(新設)

5～8 (略)

様式第二十五号の十一別紙二
(略)

記載要領

1～5 (略)

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業 ・解体工事（経過措置）

7～9 (略)

様式第二十五号の十一別紙二
(略)

記載要領

1～5 (略)

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	(新設)	(新設)
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	(新設)	(新設)

7～9 (略)

様式第二十五号の十二

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

経営規模等評価結果通知書
総合評価値通知書

許可 年 月 日
平成 年 月 日
電 話 番 号
資 本 金 額
完 成 工 事 高 / 売 上 高 (%)
行 政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果
総合評価値

平成 年 月 日

印

Table with 4 columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 完成工事高 (Completion Work Height), 完成工事高及び技能者員数 (Completion Work Height and Skill Worker Count), 評価 (Evaluation). Rows include items like プラストコンクリート構造物, 鋼骨鉄筋コンクリート構造, etc.

Table with 3 columns: 科目 (Item), 決算 (Fiscal Year), 比率 (Ratio). Rows include 売上高 (Sales), 売上高増減 (Sales Change), etc.

Table with 3 columns: 自己資本額及び利益額 (Equity and Profit), 評価 (Evaluation), 点数 (Score). Rows include 自己資本額 (Equity), 利益額 (Profit), etc.

様式第二十五号の十二

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

経営規模等評価結果通知書
総合評価値通知書

許可 年 月 日
平成 年 月 日
電 話 番 号
資 本 金 額
完 成 工 事 高 / 売 上 高 (%)
行 政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果
総合評価値

平成 年 月 日

印

Table with 4 columns: 建設工事の種類 (Construction Work Type), 完成工事高 (Completion Work Height), 完成工事高及び技能者員数 (Completion Work Height and Skill Worker Count), 評価 (Evaluation). Rows include items like プラストコンクリート構造物, 鋼骨鉄筋コンクリート構造, etc.

Table with 3 columns: 科目 (Item), 決算 (Fiscal Year), 比率 (Ratio). Rows include 売上高 (Sales), 売上高増減 (Sales Change), etc.

(別表) (二) (抄)
(略)

(別表) (二) (抄)
(略)

(略)			
建設業法	11	一級建設機械施工技士	
	1A	〃 (附則第4条該当)	
	12	二級 〃 (第1種～第6種)	
	1B	〃 (第1種～第6種)(附則第4条該当)	
	13	一級土木施工管理技士	
	1C	〃 (附則第4条該当)	
	14	二級 〃 (土木)	
	1D	〃 (土木)(附則第4条該当)	
	(略)		
	16	〃 (薬液注入)	
	1E	〃 (薬液注入)(附則第4条該当)	
	20	一級建築施工管理技士	
	2A	〃 (附則第4条該当)	
	22	〃 (躯体)	
2B	〃 (躯体)(附則第4条該当)		
(略)			

(略)			
建設業法	11	一級建設機械施工技士	
	(新設)	〃 (新設)	
	12	二級 〃 (第1種～第6種)	
	(新設)	〃 (新設)	
	13	一級土木施工管理技士	
	(新設)	〃 (新設)	
	14	二級 〃 (土木)	
	(新設)	〃 (新設)	
	(略)		
	16	〃 (薬液注入)	
	(新設)	〃 (新設)	
	20	一級建築施工管理技士	
	(新設)	〃 (新設)	
	22	〃 (躯体)	
(新設)	〃 (新設)		
(略)			

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	4A	〃 (附則第4条該当)	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	4B	〃 (附則第4条該当)	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	4C	〃 (附則第4条該当)	
	(略)		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	4D	〃 (附則第4条該当)	
	(略)		
51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		
5A	〃 (附則第4条該当)		
(略)			

技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	(新設)	〃 (新設)	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	(新設)	〃 (新設)	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	(新設)	〃 (新設)	
	(略)		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	(新設)	〃 (新設)	
	(略)		
51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		
(新設)	〃 (新設)		
(略)			

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)	3年
		〃 (2級)	
	64	型枠施工(1級)	3年
		〃 (2級)	
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	3年
		〃 (2級)(附則第4条該当)	
	72	左官(1級)	3年
		〃 (2級)	
	5Z	とび・とび工(1級)	3年
		〃 (2級)	
	5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	3年
		〃 (2級)(附則第4条該当)	
	73	コンクリート圧送施工(1級)	3年
		〃 (2級)	

職業能力開発促進法	71	建築大工(1級)	3年
		〃 (2級)	
	64	型枠施工(1級)	3年
		〃 (2級)	
	(新設)	〃 (新設)	
		〃 (新設)	
	72	左官(1級)	3年
		〃 (2級)	
	(新設)	〃 (新設)	
		〃 (新設)	
	(新設)	〃 (新設)	
		〃 (新設)	
	73	とび・とび工・コンクリート圧送施工(1級)	3年
		〃 (2級)	
(新設)	〃 (新設)		
	〃 (新設)		
66	ウェルポイント施工(1級)	3年	
	〃 (2級)		
(新設)	〃 (新設)		
	〃 (新設)		
(略)			

61	地すべり防止工事	1年
6A	〃 (附則第4条該当)	1年
(略)		
63	計装	1年
6Q	躯体工事	
99	その他	

61	地すべり防止工事	1年
(新設)	〃 (新設)	
(略)		
63	計装	1年
(新設)	〃 (新設)	
99	その他	

(別表) (四) (抄)

(略)			
建設業法	111	一級建設機械施工技士	
	11A	" (附則第4条該当)	
	212	二級 " (第1種~第6種)	
	21B	" (第1種~第6種)(附則第4条該当)	
	113	一級土木施工管理技士	
	11C	" (附則第4条該当)	
	214	二級 " (土木)	
	21D	" (土木)(附則第4条該当)	
	(略)		
	216	" (薬液注入)	
	21E	" (薬液注入)(附則第4条該当)	
	120	一級建築施工管理技士	
	12A	" (附則第4条該当)	
	(略)		
	222	" (躯体)	
	22B	" (躯体)(附則第4条該当)	
	(略)		
(略)			
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	
	14A	" (附則第4条該当)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	14B	" (附則第4条該当)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	14C	" (附則第4条該当)	
	(略)		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	14D	" (附則第4条該当)	
	(略)		
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		
15A	" (附則第4条該当)		
(略)			
(略)			
職業能力開発促進法	171	建築大工(1級)	
	271	" (2級) 3年	
	164	型枠施工(1級)	
	264	" (2級) 3年	
	16B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
	26B	" (2級)(附則第4条該当) 3年	
	172	左官(1級)	
	272	" (2級) 3年	
	157	とび・とび工(1級)	
	257	" (2級) 3年	
	15B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
	25B	" (2級)(附則第4条該当) 3年	
	173	コンクリート圧送施工(1級)	
	273	" (2級) 3年	
	17A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
	27A	" (2級)(附則第4条該当) 3年	
	166	ウェルポイント施工(1級)	
	266	" (2級) 3年	
	16C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
	26C	" (2級)(附則第4条該当) 3年	
(略)			
061	地すべり防止工事	1年	
06A	" (附則第4条該当)	1年	
(略)			
063	計装	1年	
06D	解体工事	(略)	
(略)			

(別表) (四) (抄)

(略)			
建設業法	111	一級建設機械施工技士	
	(新設)	" (新設)	
	212	二級 " (第1種~第6種)	
	(新設)	" (新設)	
	113	一級土木施工管理技士	
	(新設)	" (新設)	
	214	二級 " (土木)	
	(新設)	" (新設)	
	(略)		
	216	" (薬液注入)	
	(新設)	" (新設)	
	120	一級建築施工管理技士	
	(新設)	" (新設)	
	(略)		
	222	" (躯体)	
	(新設)	" (新設)	
	(略)		
(略)			
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	
	(新設)	" (新設)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	(新設)	" (新設)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	(新設)	" (新設)	
	(略)		
149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		
(新設)	" (新設)		
(略)			
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		
(新設)	" (新設)		
(略)			
(略)			
職業能力開発促進法	171	建築大工(1級)	
	271	" (2級) 3年	
	164	型枠施工(1級)	
	264	" (2級) 3年	
	(新設)	" (新設)	
	(新設)	" (新設)	
	172	左官(1級)	
	272	" (2級) 3年	
	(新設)	" (新設)	
	173	とび・とび工・コンクリート圧送施工(1級)	
273	" (2級) 3年		
(新設)	" (新設)		
(新設)	" (新設)		
166	ウェルポイント施工(1級)		
266	" (2級) 3年		
(新設)	" (新設)		
(新設)	" (新設)		
(略)			
061	地すべり防止工事	1年	
(新設)	" (新設)	(略)	
(略)			
063	計装	1年	
(新設)	" (新設)	(略)	
(略)			

(別表) (五)

コード	業 種 別 名
301	土木工事について総務監督官署以上の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当
302	建築工事業
303	大工工事業
304	電気工事業
305	石工工事業
306	鍛冶工事業
307	電機工事業
308	管工事業
309	多口・多口・プロダク工事業
310	鋼骨造物工事業
311	鉄筋工事業
312	鉄骨造物工事業
313	鉄骨造物工事業
314	鉄骨造物工事業
315	鉄骨造物工事業
316	鉄骨造物工事業
317	鉄骨造物工事業
318	鉄骨造物工事業
319	鉄骨造物工事業
320	鋼骨造物工事業
321	鋼骨造物工事業
322	鋼骨造物工事業
323	鋼骨造物工事業
324	鋼骨造物工事業
325	鋼骨造物工事業
326	鋼骨造物工事業
327	鋼骨造物工事業
328	鋼骨造物工事業
329	鋼骨造物工事業
330	鋼骨造物工事業

401	土木工事について総務監督官署以上の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当
402	建築工事業
403	大工工事業
404	電気工事業
405	石工工事業
406	鍛冶工事業
407	電機工事業
408	管工事業
409	多口・多口・プロダク工事業
410	鋼骨造物工事業
411	鉄筋工事業
412	鉄骨造物工事業
413	鉄骨造物工事業
414	鉄骨造物工事業
415	鉄骨造物工事業
416	鉄骨造物工事業
417	鉄骨造物工事業
418	鉄骨造物工事業
419	鉄骨造物工事業
420	鋼骨造物工事業
421	鋼骨造物工事業
422	鋼骨造物工事業
423	鋼骨造物工事業
424	鋼骨造物工事業
425	鋼骨造物工事業
426	鋼骨造物工事業
427	鋼骨造物工事業
428	鋼骨造物工事業
429	鋼骨造物工事業
430	鋼骨造物工事業

501	土木工事についてその他の総務監督官署以上の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当
502	建築工事業
503	大工工事業
504	電気工事業
505	石工工事業
506	鍛冶工事業
507	電機工事業
508	管工事業
509	多口・多口・プロダク工事業
510	鋼骨造物工事業
511	鉄筋工事業
512	鉄骨造物工事業
513	鉄骨造物工事業
514	鉄骨造物工事業
515	鉄骨造物工事業
516	鉄骨造物工事業
517	鉄骨造物工事業
518	鉄骨造物工事業
519	鉄骨造物工事業
520	鋼骨造物工事業
521	鋼骨造物工事業
522	鋼骨造物工事業
523	鋼骨造物工事業
524	鋼骨造物工事業
525	鋼骨造物工事業
526	鋼骨造物工事業
527	鋼骨造物工事業
528	鋼骨造物工事業
529	鋼骨造物工事業
530	鋼骨造物工事業

601 登録業務技能者講習を受けた者と同程度の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当

備考
 1 総務監督官署…法第15条第2号に該当する者
 2 総務監督官署…法第21条第1項の総務監督官署以外の他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号に該当することとなるものを含む。又又は他の法令の規定による免許等（以下免許等）の交付（以下免許等）といふ。）で当該免許等を受けることにより直ちに同号に該当することとなるものを受けた者であつて1 総務監督官署及び登録業務技能者講習を受けた者以外の者
 その他の総務監督官署…法第7条第2号イ、ロ等（以下イ又は法第15条第2号イ）に該当する者で1 総務監督官署、登録業務技能者講習を受けた者及び2 総務監督官署以外の者
 登録業務技能者講習を受けた者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を受けた者で1 総務監督官署以外の者

(別表) (五)

コード	業 種 別 名
301	土木工事について総務監督官署以上の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当
302	建築工事業
303	大工工事業
304	電気工事業
305	石工工事業
306	鍛冶工事業
307	電機工事業
308	管工事業
309	多口・多口・プロダク工事業
310	鋼骨造物工事業
311	鉄筋造物工事業
312	鉄骨造物工事業
313	鉄骨造物工事業
314	鉄骨造物工事業
315	鉄骨造物工事業
316	鉄骨造物工事業
317	鉄骨造物工事業
318	鉄骨造物工事業
319	鉄骨造物工事業
320	鋼骨造物工事業
321	鋼骨造物工事業
322	鋼骨造物工事業
323	鋼骨造物工事業
324	鋼骨造物工事業
325	鋼骨造物工事業
326	鋼骨造物工事業
327	鋼骨造物工事業
328	鋼骨造物工事業
329	鋼骨造物工事業
330	鋼骨造物工事業

401	土木工事について総務監督官署以上の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当
402	建築工事業
403	大工工事業
404	電気工事業
405	石工工事業
406	鍛冶工事業
407	電機工事業
408	管工事業
409	多口・多口・プロダク工事業
410	鋼骨造物工事業
411	鉄筋造物工事業
412	鉄骨造物工事業
413	鉄骨造物工事業
414	鉄骨造物工事業
415	鉄骨造物工事業
416	鉄骨造物工事業
417	鉄骨造物工事業
418	鉄骨造物工事業
419	鉄骨造物工事業
420	鋼骨造物工事業
421	鋼骨造物工事業
422	鋼骨造物工事業
423	鋼骨造物工事業
424	鋼骨造物工事業
425	鋼骨造物工事業
426	鋼骨造物工事業
427	鋼骨造物工事業
428	鋼骨造物工事業
429	鋼骨造物工事業
430	鋼骨造物工事業

501	土木工事についてその他の総務監督官署以上の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当
502	建築工事業
503	大工工事業
504	電気工事業
505	石工工事業
506	鍛冶工事業
507	電機工事業
508	管工事業
509	多口・多口・プロダク工事業
510	鋼骨造物工事業
511	鉄筋造物工事業
512	鉄骨造物工事業
513	鉄骨造物工事業
514	鉄骨造物工事業
515	鉄骨造物工事業
516	鉄骨造物工事業
517	鉄骨造物工事業
518	鉄骨造物工事業
519	鉄骨造物工事業
520	鋼骨造物工事業
521	鋼骨造物工事業
522	鋼骨造物工事業
523	鋼骨造物工事業
524	鋼骨造物工事業
525	鋼骨造物工事業
526	鋼骨造物工事業
527	鋼骨造物工事業
528	鋼骨造物工事業
529	鋼骨造物工事業
530	鋼骨造物工事業

601 登録業務技能者講習を受けた者と同程度の権限の能力がある土木交通大臣が指定した者に該当

備考
 1 総務監督官署…法第15条第2号に該当する者
 2 総務監督官署…法第21条第1項の総務監督官署以外の他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号に該当することとなるものを含む。又又は他の法令の規定による免許等（以下免許等）の交付（以下免許等）といふ。）で当該免許等を受けることにより直ちに同号に該当することとなるものを受けた者であつて1 総務監督官署及び登録業務技能者講習を受けた者以外の者
 その他の総務監督官署…法第7条第2号イ、ロ等（以下イ又は法第15条第2号イ）に該当する者で1 総務監督官署、登録業務技能者講習を受けた者及び2 総務監督官署以外の者
 登録業務技能者講習を受けた者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を受けた者で1 総務監督官署以外の者